

<論文>

四日市旧海軍燃料廠の払い下げ過程について

平井 岳哉

はじめに

明治期、官業の払い下げを受けた企業のすべてが大企業へと成長したわけではないが、三井における三池鉱山、三菱における長崎造船所などのように、払い下げられた施設を活用して企業成長を実現した例は多々あげられる。

戦後においても、軍工廠をはじめとして多くの国有資産が民間企業に払い下げられ、工場用地などに転用された。そのなかで、日本の石油化学工業の発展に大きな影響を及ぼしたと考えられるのが、旧陸海軍燃料廠跡地（以下「燃料廠」の略称する）の払い下げである。燃料廠は戦前、陸海軍向けの軍用石油製品を生産していた施設で、そのうち四日市（三重県）、徳山、岩国（いずれも山口県）の3カ所は広大な敷地をもち、払い下げが政治問題となった。

本稿では、3つの燃料廠のうち特に四日市について着目し、払い下げの過程を明らかにするとともに、決着に至るまでの背景要因について検討する。⁽¹⁾

3つの燃料廠は、四日市では石油精製と石油化学、徳山では石油精製、岩国では石油化学というように、石油精製もしくは石油化学での利用が図られ、具体的な払い下げ対象企業としては、四日市は昭和石油と三菱グループ（後に三菱グループ系企業の共同出資で三菱油化が設立された）に、徳山では出光興産に、岩国では三井石油化学にそれぞれ払い下げられた（契約時、貸与のケースもあったが、いずれの場合もその後売却となった）。しかし、払い下げ主体の最終的な決定は、1955（昭和30）年と解決まで長期の時間を必要とした。

理由の1つは、多くの企業が払い下げ申請を行い、選定が難航したためである。燃料廠には戦禍にも関わらず石油精製施設などが残存して、即時利用が可

能だったことに加え、広大な敷地、整備された港湾設備などから、あらゆる産業における工場用地としても利用可能性が高く、多くの企業が払い下げを希望した。

2つめは、政府の姿勢がなかなか定まらなかったことである。通産省（戦後商工省から改称、ここでは煩雑さを避ける点から一貫して「通産省」の名称を使用する。同様に、本稿では戦後一時的に名称を変更した企業についても、最終的に変更した名称を一貫して使用する）は、産業政策の点から工場用地として燃料廠をとらえ、活用策を模索した。しかし、その用途は敗戦直後の貯油施設での利用および食糧増産のための肥料生産から、産業用・一般消費用向け石油精製工場の用地、そして石油化学コンビナートの用地と方針が二転三転した。このほか、政権与党が幾たびも変わるとともに、朝鮮戦争の勃発によって燃料廠が前線基地として一時的に連合国軍に接收され、停戦後も東西冷戦構造をふまえて防衛用燃料の生産設備に転用しようとする動きが浮上するなど、政治問題も関係した。

錯綜した問題は、政治家、企業関係者のみならず旧軍関係者など多方面からの利害関係者の干渉を招くことになり、政府は解決に苦慮した。この際、水面下で激しいロビー活動が繰り広げられたことがいくつかの文献から散見できる。ただし、本稿ではこれらロビー活動については資料での十分な検証が不可能なため、企業および政府の対応を中心に経過を辿ることにする。⁽¹⁾

1 燃料廠払い下げのもつ意味について

燃料廠の払い下げ決着前後の時期は、我が国における石油化学工業の第1期計画の認可時期と重複する。数ある第1期事業計画のうち、原料のナフサを分解して総合的な石油化学製品の生産を行う事業計画として（生産設備の主力がエチレン生産プラントであり、これらの事業計画を以後「エチレンセンター」を称する）、三井石油化学、三菱油化、住友化学、日本石油化学の4つが認可さ

四日市旧海軍燃料廠の払い下げ過程について 平井

れた。このうち三井石油化学、三菱油化は岩国と四日市の払い下げられた各燃料廠で事業を実施した。新居浜（愛媛県）で石油化学事業を展開した住友化学も、瀬戸内海を挟んで対岸にある徳山燃料廠の払い下げを受けた出光興産からナフサの供給を受けた。その後出光興産は64年に出光石油化学を設立して、徳山燃料廠の隣接地を埋め立て、そこで石油化学事業に乗り出した。この結果、3つの燃料廠のすべてが石油化学工業に関係することになり、燃料廠は戦後石油化学工業の礎となる用地として再生した。

この際、三井、三菱、住友の旧3大財閥に關係する企業が石油化学第1期計画で認可されたことも重要である。三井石油化学と三菱油化の2社に注目すると、どちらも三井系・三菱系の複数の企業によって払い下げの決着前後に設立された共同出資会社であった。

これらの事実から、実際に事業を行って自社の成長を図る企業からの側面と、事業認可を行って石油化学工業の育成を図る通産省からの側面について、それぞれ以下のことが指摘できる。

企業の視点では、旧3大財閥系の企業であることが、燃料廠の払い下げおよび第1期の石油化学事業の認可を政府から得るにあたって、きわめて有用であったことが推測できる。この時期は、戦後の財閥解体を受け、旧財閥内のメンバー企業間で戦前の財閥とは異なる新しい関係で結ばれた企業集団を構築し始めていた時期であり、共同出資会社の設立はメンバー企業間にみられた共同歩調の成果の1つであった。すでにこの点については、橘川武郎氏が、政府や外國企業との交渉を円滑に進めたり、資金や技術面での自社の不足分を埋めるなど自社単独ではなし得ない経営目標を実現するため、企業集団の存在が必要となり、各メンバー企業にとって企業集団は中間組織として機能したことを探している⁽³⁾。

次に通産省の視点では、通産省は既に先進国で大型の設備が稼働を始めている中で我が国の石油化学工業の創生を図り、当初から国際競争力を持った大規模設備での事業化を想定した。この際、成功の確率を上げるための処置として、

事業認可を必要とする方法によって少数企業による寡占的事業化を容認した。

総合石油化学の事業化には、大型化した生産設備の安定的な操業と海外の先進技術を導入してそれを実用化するだけの高度な技術力以外に、巨額の投資をまかなうだけの資金調達力、さらには生産される各種中間製品、最終製品を活用、販売するだけの販売力を持った企業を選定することが重要であり、これらの総合的な経営力を有する企業として財閥系企業を、具体的な事業化対象として選定したのである。

通産省の方針は、55年8月における燃料廠払い下げ先の閣議決定時点で、三井石油化学は直前の55年7月に設立されたばかりで企業として何の実績も持ち合わせていなかったこと、また三菱油化にいたっては設立自体が56年4月であり、閣議決定では将来における石油化学事業の受け皿として、具体的な企業名ではなく抽象的な払い下げ先として三菱グループが指名されたことからも傍証される。

このように、燃料廠の払い下げ、およびそれを利用して建設されたエチレンセンターは、通産省と三井・三菱の旧財閥系企業の共同作業とも言うべきものだったのである。

2 終戦直後の四日市燃料廠の状況

3つの燃料廠のうち四日市は65万坪(215万m²)と、徳山の26万坪 (86万m²)、岩国の20万坪 (66万m²) と比較して広大な用地を持ち、また廠内には終戦後も利用可能な残存設備が多数存在した。このため払い下げを申請する企業が多数出現し、払い下げをめぐる運動がもっとも加熱した。

終戦後まもなく、すでにいくつかの企業が政府の許可を得て廠内の設備を利用した。まず石油関連の事業があげられる。この時期、石油の輸入・精製が禁じられていたことから、石油タンクの残油集積作業が行われ、四日市では、東亜石油が中国青島の油工廠が海軍に接収されたまま敗戦になり、その代替として戦後、タンク施設の払い下げを受け、貯油設備として利用した。⁽⁴⁾

肥料生産も、燃料廠の有効活用の1つであった。終戦後、政府は食糧増産の観点から、各廠内にある既存施設のうち高圧装置を使ってアンモニア合成を行い、硫安などの肥料の生産を計画した。当時肥料の統制機関であった日本肥料が管理主体となり、日本肥料は45年10月に転換許可を得て日産化学の協力のもと、用地の一部を使って転換工事に着手し、46年10月から硫安の生産を開始した。その後日本肥料は47年7月に閉鎖機関の指定を受けて解散を余儀なくされ、新たに事業主体として48年11月に東海硫安工業（以下東海硫安と略称する）が設立された。⁽⁵⁾

このほか徳山燃料廠では、出光興産が廠内に残存していたソーダ類を利用して石鹼と化粧用クリームを製造しており、四日市でも同様に簡単な化成品がつくられていたものと考えられる。⁽⁶⁾

3 三菱系企業の四日市燃料廠をめぐる動向

四日市燃料廠の払い下げ申請を行った代表的な企業名を列挙すると、東亜石油、日本鉱業、昭和石油、三菱石油、東亜燃料、日本石油などであった。

このうち三菱石油は川崎に次ぐ自社第2の石油精製基地として、50年11月に燃料廠を活用した石油精製施設の建設設計画を立て、燃料廠の使用許可申請を通産省に提出した。この時期、三菱石油と並んで旭硝子や三菱化成などの三菱系企業は払い下げを有利にするため着々と布石を打った。

まず旭硝子は東海硫安の過半以上の株式を他の三菱系企業とともに取得し、50年末には筆頭株主となった。旭硝子は戦前からガラス原料であるソーダ灰をアンモニア法により生産し、一方でソーダ事業合理化の一環として50年4月から化学肥料の塩安を生産しており、アンモニアの自給化のため東海硫安を傘下に収めたのである。⁽⁷⁾

三菱化成は49年8月に、燃料廠に隣接してカーバイドを生産していた東邦化学工業（以下東邦化学と略す）と提携し、その後株式を入手して傘下に収めた。

三菱化成では有機合成化学への多角化として、カーバイドを使って塩化ビニルの生産を計画し、東邦化学の隣接地を入手して自社四日市工場とし、51年3月から生産を開始した。しかし、塩化ビニルは技術的問題から良質の製品をつくることができず、これを克服するため米国モンサント・ケミカル社と提携して、四日市工場を現物出資する形でモンサント化成工業（以下モンサント化成と称する）を52年1月に設立した。東邦化学は49年のドッヂライン実施による不況の影響を受けてカーバイドの需要が激減し、業績は悪化した。そのため53年7月に三菱化成は、東邦化学を吸収合併した。⁽⁸⁾

三菱系企業の動きは、三菱石油が輸入した石油の精製を担当し、副生される廃ガスを三菱化成（モンサント化成、東邦化学を含む）、旭硝子（東海硫安を含む）に提供してカーバイド、アンモニア生産などのガス源に活用する、当時としては総合的な事業計画となり、この計画をもとに三菱石油は東海硫安と連名で51年8月に燃料廠の転用許可の申請を行った。

この際、三菱石油は石油の輸入にあたって、英・蘭資本のシェルと提携することを明らかにした。三菱石油は戦前、米国タイドウォーター石油の資本を受け入れる見返りに原油供給に関して提携し、戦後も49年にタイドウォーター石油との関係を復活して資本を受け入れていた。このため、三菱石油が単独で払い下げ申請を行った50年11月から51年8月までの間に、一転して三菱石油は四市の事業においてシェルとの提携を図ることになる。一方、シェルも49年に昭和石油と提携していたにもかかわらず、三菱石油に接近した。⁽⁹⁾

働きかけがどちらから始まったかは定かではない。しかし、連携のメリットは双方にあった。シェルは戦前日本における石油販売で3割以上の市場シェアを占めていたにも関わらず、戦後アメリカ系石油企業の進出により、シェアが1割以下に激減してしまった事情があった。しかも事業提携した昭和石油は販売力が弱く、シェルは拡販のため昭和石油との提携に続き、三菱石油との関係を強化しようとしたのである。これに対して、三菱石油も川崎製油所が手狭なことに加え、西日本での新たな製油所の確保が必要となっており、タイドウォ

ーター石油と比較して供給力、資本力、技術力などで勝るシェルとの連携を模索したものと考えられる。⁽¹⁰⁾

三菱系企業とシェルの事業計画に危機感を抱いた他の精製企業は、元日本石油社長小倉房蔵などの斡旋のもと大同団結し、三菱石油を除く精製会社7社（日本石油、東亜燃料、昭和石油、丸善石油、大協石油、日本鉱業、興亜石油）が共同出資して新会社を設立し、これが製油所を建設して経営する案を立て、52年3月に共同で払い下げ申請を行った。⁽¹¹⁾

加熱する運動に対応を苦慮した通産省では、51年12月に旧燃料廠の払い下げを検討するための機関として、岸道三・同和鉱業社長、小林中・日本開発銀行総裁、石坂泰三・東京芝浦電気社長、工藤昭四郎・都民銀行頭取（元復興金融公庫理事長）、岩田宙造・元法務大臣の5人から構成される「旧軍工廠の転活用に関する諮問委員会」を設置した。この委員会は、10社以上に及ぶ払い下げ申請者からの事業概要の説明を受けたほか、地元関係者、外国系石油会社からの意見を聴取して議論を進めた。

委員会では、最も有利とされた三菱石油の計画に対して、国内石油精製会社は三菱石油への払い下げを許せば石油業界が三菱石油にリードされてしまうとの危惧から反対にまわった。業界各社の反対以外に、巨額の国費を投じた施設を一民間業者に払い下げることへの批判やナショナル・インタレストの観点から外国資本への払い下げに反対する意見、さらには防衛上の問題から航空燃料の生産基地に転用しようとする意見などが提起され、委員会では、払い下げ対象は1社払い下げ（三菱石油）、共同経営案、国有民営（旧軍人関係者を主体とした防衛用燃料生産）のいずれの案にも意見を集約できない状況に陥った。⁽¹²⁾

混乱の最中である52年10月、高橋龍太郎通産大臣の決断で旧四日市燃料廠は三菱グループに払い下げられることに決定した。しかし、この決定は吉田内閣総辞職直前の性急な政治判断であり、諮問委員会の意向を無視したものとして世論の批判を受け、同11月新通産大臣に就任した池田勇人は決定を白紙還元した。

その後第5次吉田内閣の通産大臣である岡野清豪は53年9月に、四日市燃料廠の土地・用地は民間に貸与とし、貸与の対象は日本石油、東亜燃料工業、興亜石油、丸善石油、日本鉱業、昭和石油、大協石油の7社に、三菱石油を含めた民間8社が合同で新設する新会社とする方針を説明して閣議了解を得た。

4 共同事業会社案の停滞

53年9月の閣議了解された案は、事実上、三菱側と共同7社案の妥協案として、8社が参加する会社への払い下げを政府が指示したものであり、多くの石油精製会社を参加させることによって石油業界を納得させるとともに、土地の貸与によって国営論もしくは外資系企業への払い下げに反対する政治家、旧軍人などに配慮したものであった。

決定に基づき、石油業界では共同会社での事業実施に乗り出した（後に上記の8社以外に、日本石油精製も加わることになった）。53年12月、佐々木弥市日本石油社長を委員長とする新会社設立準備委員会が組織され、四日市石油（仮称）の企業計画が立案された。当初の計画概要では、資本金40億円で設備資金114億円を投じて3年後を目標に日産3万バーレルの製油所を建設し、防衛用・民需用の航空揮発油、ジェット燃料などの生産を行うものであった。54年1月には、愛知揆一通産大臣が、四日市の問題は防衛生産再開などの観点から白紙に戻して再検討すると言明したのを受け、準備委員会は54年9月にジェット燃料の生産量を増やした第2次計画案を提出した。しかし、この再申請案も吉田茂首相の決定保留のため、最終結論には至らなかった。⁽¹³⁾

この間、参加していた石油精製会社の共同会社に対する熱意は、次第に薄れたものとなった。もともと単独では三菱系企業の事業計画に劣り、払い下げで不利とみた各企業が三菱石油への払い下げ阻止を大義名分に結びついたものであり、共同事業ということで自社への見返りも少ない上に、計画立案では常に各社の主導権争いが起きたからである。⁽¹⁴⁾

四日市旧海軍燃料廠の払い下げ過程について 平井

四日市燃料廠の跡地活用は解決が先送りされ、いつ事業化ができるかわからないという不透明な状態となった。結果として、石油精製企業は自社単独による他地域での最新石油精製工場の建設に邁進し始め、四日市での共同事業案の進捗はますます停滞することになった。

5 徳山、岩国での払い下げ運動の状況

当初3つの燃料廠では一部の企業が重複して払い下げの申請を行ったものの、実際には各企業が払い下げの本命とする燃料廠がそれぞれ独自に設定されており、それゆえ各燃料廠の払い下げ問題は独立した形で推移した。

しかし、3つの燃料廠は同時並行的な処理を行うことから次第に関連性をもつようになり、なかでも四日市と徳山は、共にシェルとの事業提携によって払い下げを狙う三菱石油と昭和石油の関係から微妙な関連性をもつようになった。以下では、四日市以外の燃料廠の払い下げ過程について概観する。

徳山燃料廠の推移をみると、戦後日本肥料から委託を受けて日本窒素が肥料生産を行う計画を立て転用申請が行われたが、転換許可の認可以前に賠償撤去設備の指定を受けたため、事業実施が立ち消えとなつた経緯があった。

その後昭和石油が49年7月、出光興産が50年3月に払い下げ申請を行い、競願となつた。50年12月朝鮮戦争の勃発のため、燃料廠は一時連合國軍の燃料集積基地として接收されたが、52年3月に燃料廠内の東川以西地区（川西地区）の約4.5万坪が接收解除となり、川西地区について通産省は53年9月に昭和石油に払い下げを決定した。昭和石油は54年3月に払い下げ契約を締結し、隣接の市有地と民有地を買収して整地作業を開始した。⁽¹⁵⁾

ただし、より広大な敷地を占める川東地区については、防衛燃料生産用地として政府は払い下げを保留し、この土地をめぐって接收解除が明らかになつた54年12月以降、昭和石油と出光興産が再び競願した。⁽¹⁶⁾

一方、岩国も徳山と同様に、戦後まもなく日本肥料からの委託のもと三菱化

成が担当して肥料生産を行うため転用申請が行われたが、転換許可の認可以前に賠償撤去設備の指定を受けたため、肥料生産が中止になった経緯があった。

その後燃料廠内での残存施設として高圧反応塔の利用に着目し、49年12月に日本曹達から分離独立したばかりの日豊化学が、石油廃ガスを利用して尿素系肥料の生産を行うべく燃料廠の払い下げを申請した。この計画は、肥料生産と組み合わせる形でオレフィン系誘導品の製造を行う計画に進展し、通産省は52年6月、日豊化学に燃料廠の払い下げを内定したが、同社は53年6月に業績不振により倒産に追い込まれ、計画は頓挫した。⁽¹⁷⁾

日豊化学以外に徳山燃料廠の払い下げの申請をした企業として、日本鉱業、三池合成、興亜石油、日本揮発油、さらには地元資本を中心に旧燃料廠関係者などが参加した岩国油化などがある。

このうち有力とされたのが、地元山口県の河山鉱山の硫化鉄鉱を精錬する事業計画を立案した日本鉱業と、燃料廠に隣接して製油所を保有していた興亜石油であった。これに対して、三井化学の子会社にあたる三池合成は、人造石油の製造工場であった石油乾留部門を主体に戦後発足した企業で、尿素以外にスチレン、酸化エチレンなどを生産する計画を立て、53年11月に払い下げ申請を通産省に提出した。しかし、三井合成は申請している他社に比べて会社の規模が小さく、払い下げを受けることは難しいと考えられた。そのため三池合成は、三井物産（この当時は第一物産）の斡旋のもと、三井化学や三井鉱山など三井系企業の協力を得るとともに、興亜石油に共同事業を提案し、合意に達した。⁽¹⁸⁾

55年1月、三池合成と興亜石油は共同で燃料廠の払い下げ申請を行った。さらに旧燃料廠の払い下げ閣議決定の前月にあたる55年7月に共同出資会社として三井石油化学を設立し、ポリエチレン生産を中心とする事業計画を、同月通産省に提出した。

6 四日市における三菱系企業内の体制変化

四日市での合同会社案の進展が停滞していた時期、三菱側においても事業実施に向けての体制に大きな変化があった。当初三菱グループの中で払い下げ申請者として政府や他社との交渉の前面に立ったのは三菱石油であり、東海硫安を子会社化した旭硝子であった。しかし、両社とも四日市での事業進捗の停滞にしびれを切らし、52年11月の払い下げ決定の白紙還元以降、独自の事業展開に方針を切り替えた。

三菱石油は、52年12月に社内に臨時企業委員会を組織して、四日市に代わる精製工場の建設候補地を探し始めた。方針転換の背景には、三菱石油の株式の半分を握るタイドウォーター石油自体が、51年にゲッティ石油の傘下に入ったことが影響していた。ゲッティ石油は中近東での油田開発に成功したばかりで、シェルからの三菱石油株式の買い取りの申し出を拒絶したばかりでなく、日本への販路拡大の点から、四日市以外での製油所の早急な建設を三菱石油に要望したのである。後に三菱石油は岡山県水島地区への進出を決定し、59年10月原油処理能力4万バーレル（日産）の製油施設の建設に着手、61年5月に完成させた。⁽¹⁹⁾

旭硝子も、時期は遅れるものの独自の行動をとった。旭硝子は、50年頃ソーダ灰の生産において従来のアンモニア法に代わる塩安ソーダ併産法を開発した。ソーダ灰の生産では、主原料である塩およびアンモニアを安価に入手するかが重要であり、アンモニアの原料となる天然ガス産出地での事業化を計画し、55年8月、工場建設地の選定に着手した。その後旭硝子は千葉県大網白里町付近で天然ガス（メタン）の鉱区入手し、原塩の荷揚げに便利な千葉市南方の五井海岸を工場建設地に決定し、塩安ソーダ併産法による事業化を57年2月から実施に移した。⁽²⁰⁾

四日市燃料廠の払い下げが宙に浮き、三菱石油が四日市に代わる第2製油所の建設に舵を切り替えようとしていた時期、シェルは三菱化成との提携強化に動き始めた。このため、四日市での事業では、以後三菱化成とシェルが共同歩調をとることになった。

両社の事業構想は、東邦化学の敷地内でシェルが三菱化成にイソプロピルアルコール低沸点混合物を直接供給し、それを原料にアセテート繊維及びメタクリル樹脂用のアセトンなどを生産するもので、54年6月に三菱化成はシェルと共同で三菱シェル石油化学（仮称）を設立する事業計画を通産省に提出した。⁽²¹⁾

しかし、石油化学における国際競争力を有する総合的な事業化を目指していた通産省にとって、中間原料を輸入に頼る計画は受け入れられるものではなく、事業の認可は得られなかった。そこで三菱化成は、シェルと提携している昭和石油が既に徳山燃料廠での一部用地を払い下げられたのを受け、将来建設されるであろう昭和石油の徳山精製所でイソプロピルアルコール低沸点混合物を生産し、これを四日市に船で運び、イソプロピルアルコールとアセトンなどを生産する計画に変更し、55年2月に通産省に再提出した。しかし、これも通産省の賛意を得られず、三菱化成は通産省の指導に基づき、55年5月にプロピレン系製品に加えてエチレン系製品を加えた計画を立案した。⁽²²⁾

7 通産省内における燃料廠利用方策の変遷

本稿では企業の動向について分析してきたが、ここで払い下げの決定権を持っていた通産省の決定までのプロセスをについても検討する必要がある。

通産省では、燃料廠の利用として終戦直後の暫定的な利用から石油精製での利用を念頭に置き、53年9月に石油精製会社9社による合同会社への土地貸与を決定した。しかし、その後共同会社による事業計画が進捗せず、結果として無為な時間が経過したことが、皮肉にも環境を大きく変えることに作用した。

石油精製では、50年代において石炭から石油へのエネルギー転換が急速に進み、これにともなって石油需要が急増して、石油会社が全国各地で精製施設の拡充を競って行い、原油処理能力が大幅に増強された。このため石油精製が設備過剰気味になり、3つの燃料廠をすべて石油精製向けに転用することの必然性が薄れつつあった。⁽²³⁾

石油化学では、欧米で事業化が始まって事業の将来性が明らかになるとともに、石油精製業の拡大が日本での石油化学工業の主原料とみなされたナフサの大量生産をもたらし、原料供給面でのボトルネックが解消されつつあった。

こうした背景を踏まえ、53年12月、岩国燃料廠を利用した興亜石油による石油化学事業計画が申請されたのをきっかけに、燃料廠の処理方針は石油化学との関連で再検討されるようになり、通産省は、以後燃料廠の処理方針として、石油精製以外に石油化学の用地としても活用することに方針を変更した。⁽²⁴⁾

これ以降、通産省は石油化学産業の立ち上げのため、矢継ぎ早に施策を立案した。54年9月には、石油化学育成要綱を作成し、この要綱で需要に見合う石油化学製品の供給の確立や審議会方式による計画選別基準の作成が決定され、また国際価格水準での製品供給体制の確立が事業化における目標として設定された。55年7月には、通産省は石油化学工業の育成対策を省議決定した。この育成対策では、事業化にあたって需要予測に適合する範囲内で適當かつ重要と認められた計画を重点的に取り上げ、これを積極的に支援する姿勢を明らかにし、あわせて設備資金の融資、優遇税制などについて適用のための具体的条件を提示した。⁽²⁵⁾

国際競争力を持つ事業化というのは、装置産業である石油化学産業では生産規模が大型化することを意味し、通産省は事業化にあたって、各製品の市場規模をあらかじめ算定して、過当競争にならない企業数、生産規模での事業化だけを認可する方針をとった。この育成方法は、参入における最低生産規模を通産省が暗黙的に定め、これ以下の生産計画を拒否したり、また予測された市場規模から、それを超える新規参入の計画を阻止することを可能とした。前者は小規模な事業化の排除、後者は後発の事業化の排除を意味し、先発企業による寡占的進出を通産省は国際競争力の付与という名のもと容認したのである。⁽²⁶⁾

8 払い下げの決着

54年以降、四日市での共同会社による事業化案がなかなか進展しないのを受け、55年1月に、政府は共同会社への払い下げを白紙に戻すことを発表した。同時に、通産省は54年12月に、学識経験者を含めた委員会を省内に設置して、活用方策などの調査を再度行うことを決定し、翌55年2月から3月にかけて実地調査を行った。

この時期、鉱山局が作成した活用案では、以下の3つの案が想定された。⁽²⁷⁾

A案（現有施設を極力活用して、一部不足施設を補充するに止める程度の整備を行って中東原油を精製する）

B案（現有施設を活用し、これに合理的な改修を加え、中東原油より高品位揮発油を生産する）

C案（現有施設の一部を活用し近代的な設備に改善し、中東原油より航空揮発油および航空潤滑油などの生産を行い、併せて残ガスなどによる石油化学製品の生産を行う）

上記の3つの案は、燃料廠を活用するにあたって、今後どの程度の資本を投下すべきかということと、石油精製に限定せず石油化学まで視野に入れて事業展開するかがリンクしたものであった。

活用策の決定にあたって実際に通産省が考慮したのは、①石油の需要見通し、②石油精製設備の規模、③石油化学工業との関係、④防衛燃料との関係の4項目であり、これらの検討から活用策が決定されることになった。⁽²⁸⁾

①については、3つの燃料廠をすべて石油精製に割り当てる設備過剰になるおそれがあることから、活用にあたっては石油精製を主用途としながらも、次第にC案の石油化学工業との関連を念頭において考えられるようになった。

②については、国際競争を耐えるための石油精製の施設規模として日産3万バレルの設備が必要であり、また石油化学工業への発展を考慮すれば3万バレル規模の工場の場合、25万坪から30万坪の敷地が必要となることが予想された。この点から、徳山については用地を2社に分割することは妥当ではないではないと判断された。

③については、四日市は3つの燃料廠のうち最も広い敷地を持ち、隣接地域に化学工場があることから、石油精製所での利用を取りやめ、石油化学の事業地に最適であると考えられるようになった。この際、石油化学の事業化対象にあたっては、既に燃料廠の周辺地で一連の化学事業を行っていた三菱系企業が再浮上した。

④については、防衛燃料の需要量は急増するとは考えられず、その生産は四日市、徳山などの比較的規模の大きい精製工場と連携して行うことが合理的であり、防衛燃料専用の生産貯蔵施設での燃料廠転用は不要と判断された。

この通産省の決定をみると、3つの燃料廠のうち、岩国については、燃料廠に隣接する興亜石油の製油所を利用するすることを前提に、石油化学での活用が早い段階から内定してことがわかる。すでに前述したように、燃料廠の払い下げにあたって、石油化学工業の用地としての選択肢を通産省の視野に入れさせたのは、53年12月における興亜石油の申請であった。そのため、54年2月の時点で、通産省は石油化学工業の育成にあたって岩国燃料廠が最適との意向を持っているとの新聞報道がなされていた。事実、通産省は興亜石油の計画が三池合成および三井グループとの共同計画に移行していく過程で、三井グループに対して石油化学への取り組みを条件に燃料廠を払い下げる旨の確約を与えていたのである。⁽²⁹⁾

問題は、四日市と徳山にあり、両者については解決策づくりが混乱した。実際に55年3月には四日市を昭和石油と出光興産に分割払い下げする案が浮上し、55年4月には四日市を昭和石油に、徳山を出光興産に払い下げる案が浮上した。⁽³⁰⁾

これは、すでに徳山で一部用地の払い下げを受け、すでに精製施設の建設を進めていた昭和石油と、四日市においてすでに周辺地区での化学事業を行っていた三菱系企業に対して石油化学事業の認可を与える、という2点のどちらを優先すべきかということから揺れ動いたものであった。

また、出光興産に対しては、徳山か四日市にせよ、どちらかの燃料廠を払い下げることは、通産省の内意でもあった。このことは、当事者であった石橋湛

山通産大臣自らが、「徳山を出光に有利に渡してやることは産業上必要であって、それをやるとえこひいきになるでしょう。それを避けつつ、しかもある程度えこひいきする。非常に苦心しました」と発言していたこともかもわかる⁽³¹⁾。

当時の石油精製業界では多くの石油会社が外国系石油会社と提携しており、民族系石油会社の育成は通産省にとって急務であった。その場合、出光興産は53年9月にイラン原油を輸入するなど石油業界ではアウトロー的行動が目立つものの、行動力には定評があり、通産省に育成対象として選定されたものと考えられる。55年には外貨割当制度が原油重油一本割当制に変更され、原油の輸入が可能となった元売り業者は精製部門への進出が課題となっており、当時大型の精製施設をもっていなかった出光興産に対して、燃料廠を払い下げることによって精製施設を建設させることは、通産省にとって是が非でも実現させなければならぬことだったのである。

以上の経過をふまえ、55年4月、鳩山内閣の石橋湛山通産大臣は従来の決定をすべて白紙に戻して、以下の方針を明らかにした。⁽³²⁾

四日市燃料廠

- ・ 石油精製に必要な土地および地上施設に限り、昭和石油に対し、地上施設は払い下げ、土地は貸し付けるものとする。
- ・ 将来三菱グループとシェルグループによる石油化学が企業化されるときは、本用地内の昭和石油の精製設備と緊密な連繫を図らしめるものとする。

なお、石油化学の事業については、わが国の石油化学の将来を考慮して、その企業の資本構成ならびに事業内容について一定の条件をつけることがある。

徳山燃料廠

- ・ 石油精製に必要な土地および地上施設に限り、東川以東地区は出光興産に払い下げるものとする。

四日市旧海軍燃料廠の払い下げ過程について 平井

- 昭和石油が使用中の東川以西地区は同社に四日市を払い下げる条件に払い下げを取り消して保留とし、将来に予想されるジェット機用燃料など防衛産業用燃料の精製に備える。

岩国燃料廠

- 東側地区を三井石油化学工業に払い下げて石油化学事業を、また西側地区を日本鉱業に払い下げて河山鉱山の磁硫鉄鉱の処理を行わせるものとする。

備考

- 本件の処理にあたっては、特に国の財政負担を伴うこととなるような条件を付さない。
- 四日市の処理方法に関連し、将来予見される防衛上の必要性を明確にするものとする。
- 払い下げ価格などについては、適正な条件のもとに処理するものとする。
- 現に使用中の土地および地上施設との調整が必要な場合には関係会社の話し合いにより調整せしめる。
- 対象となる物件の範囲、条件などについて関係各省は緊密な連絡を取り適正を期するものとする。

別紙

- 国が必要とする場合には何時でも貸付契約を解除し、返還せしめる。
- 国が必要としない場合には、土地を買い取らせる。
- 地上施設を新設または改変する場合には、事前に国の承認を得るものとする。
- 将来貸し付けてある土地を払い下げる場合には、土地の価格は更地価格とする。
- 特定の用途を指定するほか、防衛上の必要に基づいて附するその他の条件を遵守する。

9 決着以降の動向

これらの決定が政治的解決であったことは、当事者である佐々木弥市日本石油社長が、「いったん政府が共同会社に内諾を与えたのを一方的に変更するのは承服できない」、昭和石油早山洪二郎社長が、「石橋（湛山 筆者注）通産相と・・・会い、徳山と四日市の振替案に反対してきたばかりだ。・・・通産省の方針が決定したと聞いても信じられない。もし事実であったとしても、あくまでも反対するだけだ」とそれぞれ発言していたことからもわかる。⁽³³⁾

多少の反対はあったものの、この決定は55年8月に鳩山一郎内閣の閣議了解を得て最終決定となり、以後、この決定に基づいて事業化が行われた。

四日市では57年9月に、昭和石油が四日市燃料廠用地の貸与および払い下げ申請を行い、政府から許可された。57年11月には、昭和石油と三菱化成などの三菱グループの合弁により昭和四日市石油が設立され（当初は昭和石油75%、シェル25%。後に昭和石油50%、シェル25%、三菱系企業25%に変更）、原油処理能力4万バーレル（日産）の製油所が59年4月から操業を開始した。石油化学では、三菱化成など三菱系企業の共同出資会社として三菱油化が56年4月に設立され、エチレンプラントが59年5月から操業を開始した。この際、三菱油化ならびに昭和四日市石油における一連の事業に、三菱石油はタイドウォーター石油との関係から参画しないことが、三菱油化など三菱系企業とシェルと間で取り決められた。

徳山では、出光興産が56年4月に通産省と燃料廠の払い下げ契約を締結し、直ちに精製施設の建設に着手し、3万5,000バーレル（日産）の製油所を57年3月に完成させた。昭和石油へ先に払い下げられた用地は、昭和石油が四日市に製油所を建設することになったため、油槽所としての利用にとどまり、その後余分な用地は徳山地区での石油化学コンビナートが成立するにあたって、日本ゼオンに売却された。

岩国では、興亜石油との共同事業に配慮して興亜石油の用地に隣接する東側

の用地約10万坪を払い下げられた三井石油化学は56年6月からエチレンプラントの建設に着手し、58年2月から操業を開始した。西側の用地約9万坪を払い下げられた日本鉱業は、事業実施に用地が手狭だったために63年8月に三井石油化学に用地を売却した。なお、日本鉱業は60年1月に三菱石油と同じ岡山県水島地区に製油施設の建設に着手し、61年6月に完成させた。

10 燃料廠払い下げのもたらした意味

燃料廠の払い下げがもたらした意味を石油化学との関連から見れば、冒頭でその要約を既述したように、通産省は石油化学工業の立ち上げを成功させるため、旧財閥系企業への払い下げを図ったものと考えられる。ここでは、これ以外に考えられる通産省の意図、および払い下げを受けた企業にどのような効果をもたらしたかについて検討する。

3つの燃料廠払い下げの最終的な決着は、四日市は石油精製と石油化学、岩国は石油化学、徳山は石油精製というように石油精製と石油化学が2つずつあげられるなど、石油精製の拡充と石油化学の育成という2つの産業政策を満たす折衷案であった。しかも、広大な面積を持つ四日市を除いて、燃料廠を細分化せずに払い下げをしたことで、結果的に石油精製と石油化学の両事業において大型の生産設備をつくらせる成功した。⁽³⁴⁾

石油精製で着目したいのは、四日市での石油精製を担当する昭和石油は英國資本のシェルと、岩国の燃料廠の隣接地で精製施設をすでに持ち、燃料廠での石油化学事業に対して原料供給を担う興亜石油は、アメリカ資本のカルテックス（テキサコとソーカルの海外共同販売会社）と資本関係を結んでいた。そして、徳山での石油精製を担当する出光興産は民族系資本であり、これをみてもわかるように、日本、米国、英國資本の石油会社が1つずつバランスをとって燃料廠の利権をおさえたことを意味する。このことは、西側陣営での経済的自立を模索していた日本にとって、米国と英國への政治的配慮とも考えられる一

方で、民族系石油企業の育成にも目途をつけたことを意味している。⁽³⁵⁾

一方、払い下げを受けた企業に視点を転じた場合、まず徳山燃料廠の払い下げを受けた出光興産はこれをステップに精製・販売とともに日本でトップシェアを争う企業へと成長した。

また、燃料廠での石油化学の事業を行った三井石油化学、三菱油化も戦後生まれの後発企業でありながらも、化学業界、とりわけ石油化学業界でのトップ企業に急成長した。この2つの企業の成長は、結果的に三井・三菱の2つの企業集団における化学企業の地位強化に大きく貢献した。

というのも、日本の化学工業を戦前リードしたのは、3大財閥系企業ではなく日本窒素肥料、日本曹達、昭和電工など新興財閥と呼ばれる企業群であった。これに対して、3大財閥では、銅精錬から発生する硫黄酸化物の処理方策として明治時から肥料生産に乗り出した住友を除いて、三井、三菱では化学産業の持つリスクの大きさ故に保守的な姿勢がみられ、本格的な進出は昭和以降、その始まりも財閥内で原料を自給化できる石炭化学にするなど、化学産業への展開は新興財閥系化学企業に比べて出遅れたものであった。⁽³⁶⁾

その後三井・三菱系の化学企業では、戦時期に軍需関連製品の生産を通じて事業拡大を果たしたが、財閥内における銀行、鉱業、商社など他の事業会社がそれぞれの業界内で企業規模や競争力において優位性をもっていたことと比較すると、化学業界内における地位は、それほど高いものではなかった。

こうしてみると、化学業界における重要な転換点として、燃料廠の払い下げと第1期石油化学事業化をみなすことも可能と考えられる。つまり、三井、三菱系の各化学企業ではこれを飛躍台として以後の発展を実現し、戦前の後発性を一挙に克服したのである。

ただし、それは、両企業集団とも既存の化学会社ではなく、メンバー企業の共同出資会社によって実現されたものであり、三井グループにおける三井石油化学と三井化学、東洋高圧（後に三井化学と東洋高圧は合併して三井東圧に）、三菱グループにおける三菱油化と三菱化成のように、後発の石油化学企業と戦

前に既に設立されていた化学企業という、企業集団内における化学系企業の相克を生み出す端緒になったのである。

なお、その後絶余曲折を経て、三菱油化と三菱化成は94年に合併して三菱化学に、三井石油化学と三井東圧は97年に合併して三井化学となった。さらに、三井化学と住友化学は2003年の経営統合を発表している。

引用文献等

- (1) 拙稿「三菱グループの石油化学への進出」 慶應義塾大学ビジネス・スクール・ケーススタディ 1994年6月。筆者は、この論文で四日市における三菱油化設立までの過程を分析したが、そこでの燃料廠払い下げの考察は簡略化したものであった。本稿はその前史に相当する。
- (2) 三鬼陽之助『三菱紳士』光文社 1966年 P107~116、日刊工業新聞1988年2月20日、2月27日、3月5日、3月12日、3月19日、3月26日、6月11日、6月18日の各連載記事に払い下げに至るまでの複雑な裏話が出ている。
- (3) 橋川武郎「戦後型企業集団の形成」法政大学産業情報センター・橋本寿朗・武田晴人編『日本経済の発展と企業集団』東京大学出版会 1992年 P283~285。
- (4) 三菱油化株式会社『日本石油化学工業成立史考』1970年 P89。
- (5) 三輪宗弘「軍需から民需への転換 旧第2海軍燃料廠から硫安肥料工場へ」『経営史学』第24巻第3号 1989年 P58~76。
- (6) 脇英夫・大西昭生・兼重宗和・富吉繁貴『徳山海軍燃料廠史』徳山大学総合経済研究所 1989年 P360~361。
- (7) 石油化学工業協会『石油化学工業10年史』化学経済研究所 1971年 P41、化学経済研究所編『石油化学資本の形成』東洋経済新報社 1959年 P116~118、前掲『三菱紳士』P107~116。
- (8) 三菱モンサント化成株式会社『三菱モンサント化成30年史』1982年 P22~24、三菱化成工業株式会社『三菱化成工業社史』1981年 P172~177。
- (9) 三菱石油株式会社『三菱石油50年史』1981年 P166~167。
- (10) 前掲『石油化学資本の形成』P115。
- (11) 日本石油株式会社『日本石油百年史』1988年 P575。
- (12) 前掲『日本石油化学工業成立史考』P85~92、川手恒忠・坊野光勇『現代の産業

- 石油化学工業』東洋経済新報社 1970年 P154～158。朝日新聞1955年4月24日。
- (13) 前掲『日本石油社史』P575、通商産業省『通商産業政策史6 第2期自立確立期(2)』1990年 P493～495。
- (14) 通商産業省『通商産業政策史7 第2期自立確立期(3)』1991年 P543。
- (15) 前掲『徳山海軍燃料廠史』P367～369、徳山市史編集委員会編『徳山市史下巻』1985年 P575～578。
- (16) 前掲『通商産業政策史6 第2期自立確立期(2)』P543。
- (17) 前掲『日本石油化学工業成立史考』P57、前掲『石油化学工業10年史』P42。
- (18) 三井石油化学工業株式会社『三井石油化学工業20年史』1978年 P12～13、興亜石油株式会社『興亜石油40年史』1973年 P78、興亜石油株式会社『興亜石油60年史』1996年 P122～126。
- (19) 三菱石油株式会社『三菱石油30年小史』P2-45。
脇村義太郎『21世紀を望んで』岩波書店 1990年 P118によれば、シェルは三菱石油との四日市での事業にあたって、ゲッティと接触して、傘下に収めたタイドウォーター石油の持っている三菱石油株（50%）の売却交渉をアメリカで行った。しかし、ゲッティはその申し出を拒絶した経緯があった。
- (20) 旭硝子株式会社『社史旭硝子』1967年 P354～355。
- (21) 前掲『三菱油化30年史』P35。
- (22) 前掲『三菱油化30年史』P40。
- (23) 通商産業省編『通商産業政策史7 第2期自立基盤確立期(3)』1991年 P539～543、中山伊知郎・有沢広巳監修 渡辺徳二編著『戦後日本化学工業史』化学工業新報社 1973年 P332～334。
- (24) 前掲『通商産業政策史6 第2期自立基盤確立期(2)』P494～496。
- (25) 前掲『通商産業政策史6 第2期自立基盤確立期(2)』P488～492。
- (26) 前掲『通商産業政策史6 第2期自立基盤確立期(2)』P489～490、前掲『日本石油化学工業成立史考』P80。
- (27) 前掲『通商産業政策史6 第2期自立基盤確立期(2)』P494～496、543。
- (28) 前掲『通商産業政策史6 第2期自立基盤確立期(2)』P494～496、543、『旧軍燃料廠の活用について』1955年 筆者未見。
- (29) 前掲『通商産業政策史6 第2期自立基盤確立期(2)』P494、543、川手恒忠・坊野光勇著『現代の産業 石油化学工業』東洋経済新報社 1975年 P157、170、工藤章「石油化学」米川伸一・下川浩一・山崎廣明編『戦後日本経営史』第2巻 東洋経済新報社 1990年 P289。
- (30) 前掲『通商産業政策史6 第2期自立基盤確立期(2)』P494。

四日市旧海軍燃料廠の払い下げ過程について 平井

- (31) 石橋湛山『湛山座談』岩波書店 1994年 P132~133。
- (32) 前掲『通商産業政策史6 第2期自立基盤確立期(2)』P494、前掲『日本石油化学工業成立史考』P86~88、朝日新聞1955年4月24日。
- (33) 朝日新聞1955年4月24日。昭和石油株式会社『昭和石油30年史』1974年 P144。
- (34) 日刊工業新聞1988年2月20日、2月27日、3月5日、3月12日、3月19日、3月26日、6月11日、6月18日、および宮川三郎『雑司ヶ谷雑記』東洋経済新報社 1966年 P53~56では、燃料廠の払い下げ決着に影響を与えた人物として、電力中央研究所理事長・松永安左衛門、元三菱銀行頭取・加藤武雄、東京大学教授・脇村義太郎の名前があげられている。
- このうち、松永は石橋湛山の後援会長であると同時に、戦前の東邦電力のトップ経営者時代に四日市における東邦金属の設立に関係するなど、四日市と接点を持っていた。東邦化学はこの東邦金属を母体にして設立された会社である。松永は早くから四日市での総合石油化学事業の実施を提唱し、54年の欧州訪問時にはシェルを訪問していた。
- また脇村は、決着案作りに大きく関与した。『脇村義太郎対談集』日本経営史研究所 1990年 P64~65、および日刊工業新聞1988年6月11日の記事では、脇村は石橋通産大臣の代理で三菱およびシェルを会談して、四日市でのシェル、三菱、昭和石油の共同事業を引き受けさせる一方で、日本石油や旧海軍側の代表者でもあった榎木隆一郎元海軍技術中将などを説得するなど利害関係者の調整役を果たした。中原延平『中原延平日記』(第3巻) 石油評論社 1994年 P250~251でも、脇村が石橋通産大臣や通産省事務次官の内意を得て、東亜燃料工業の中原のもとに55年4月の1ヶ月の間に、3回訪問していることがわかる。徳山や四日市の燃料廠を二分せずに、一括での払い下げを進言したのも脇村である。
- (35) 済藤友明「石油」 米川伸一・下川浩一・山崎広明編『戦後日本経営史』第2巻 東洋経済新報社 1990年 P231では、政府は徳山燃料廠をいったん出光興産に払い下げるのを決定したが、イラン石油問題で対立したイギリス政府の要請を受け、1954年に昭和石油に払い下げ対象を変更し、一部用地を払い下げたことが記述されている。しかし、後にこの決定は再度変更し、徳山燃料廠は出光興産に、四日市燃料廠が昭和石油に払い下げられることになった。
- (36) 森川英正 『財閥の経営史的研究』 東洋経済新報社 1980年 P186~202。

(ひらい がくや 本学助教授)